

令和5年4月12日

保護者 様

笠間市立笠間小学校長 藤枝 泰弘

児童虐待について

陽春の候、保護者の皆様にはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動についてご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

毎年、虐待により、児童や幼い子が命をなくす事件が全国的に相次いでいます。また、虐待により心に傷を負って生活している子どももいます。

つきましては以下のことをお読みいただき、本校の児童虐待への対応についてご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 児童虐待について

児童虐待防止法では虐待を受けたと思われる子どもを発見した者は、誰であっても通告する義務があり、それを放置した場合には処罰の対象となります。この場合の虐待とは以下の場合等です。

- ・明らかな外傷<打撲傷、あざ（内出血）、骨折、やけど等>があり、身体的虐待が疑われる場合
- ・性的虐待が疑われる場合
- ・生命、身体安全にかかわるネグレクト（栄養失調、医療放棄等）が疑われる場合
- ・子どもの心に傷として残るような経験や傷を負わせる言動等、心理的虐待が疑われる場合

2 学校の対応

学校は、児童本人からの訴えがあったり、児童にあざがあったりするなど虐待の疑いがある場合には、児童相談所、警察等へ通告する義務が生じます。また、学校にも様々な情報が寄せられる場合もあります。児童の生命、安全を守ることが一番優先されることなので通告することにご理解とご協力を願います。なお、虐待の有無を判断するのは児童相談所等の専門機関となります。

3 家庭でお願いしたいこと

児童虐待防止法には「親権者が児童のしつけに際して体罰を加えることを禁止する」という一文があります。ご家庭におかれましては、お子様と触れ合う時間、話し合う時間を十分に取ることで、お子様の考えや行動について理解していただき、心のつながりをもっていただきたいと思います。また、子育てでお困りのことや悩み等がある場合には、担任またはスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーがお力になれる場合もございますので遠慮なくご相談してください。担任まで連絡いただければ面談日程等を調整いたします。秘密は厳守いたします。